

小田原市建築確認等取扱規則の一部改正に対する市民意見の募集結果について

1 意見募集の概要

政策等の題名	小田原市建築確認等取扱規則の一部改正
政策等の案の公表の日	令和8年2月13日（金）
意見提出期間	令和8年2月13日（金）から令和8年3月16日（月）まで
市民への周知方法	意見募集要項の配布（市内公共施設、ホームページ、建築指導課窓口）

2 結果の概要

提出された意見は、次のとおりです。

意見数（意見提出者数）	6件（1人）
インターネット	1人
ファクシミリ	0人
郵送	0人
直接持参	0人
無効な意見提出	0人

3 提出意見の内容

パブリックコメントで提出された意見の内容とそれに対する市の考え方は、次のとおりです。

〈総括表〉

区分	意見の考慮の結果	件数
A	意見を踏まえ、政策等に反映したもの	0件
B	意見の趣旨が既に政策等に反映されているもの	0件
C	今後の検討のために参考とするもの	0件
D	その他（質問など）	6件

〈具体的な内容〉

(1) 報告周期に関すること

	意見の内容（要旨）	区分	市の考え方（政策案との差異を含む。）
1	改正後の具体的な報告周期（用途・規模ごとの年数）が明示されていないため、所有者・管理者が報告年度を判断できず、無駄な調査・報告が発生しやすい。	D	改正後の具体的な報告周期の内容については、所有者や管理者に対して、建築物用途別に報告年度を指定した個別通知を速やかに送付するとともにホームページにて公表する予定です。
2	改正後周期が3年ごとになる場合の移行ルールが一切示されていない。	D	改正後の具体的な報告周期の内容については、所有者や管理者に対して、建築物用途別に報告年度を指定した個別通知を速やかに送付するとともにホームページにて公表する予定です。
3	令和9年度に本来必要な報告を改正前のルールで知らずに令和8年度に報告した場合、次回の報告はいつなのか。	D	改正後の具体的な報告周期の内容については、所有者や管理者に対して、建築物用途別に報告年度を指定した個別通知を速やかに送付します。指定された年度での報告となるため、誤認を避けるために十分な周知を行います。
4	連続報告による負担増に対する補償・救済措置（次回免除など）はどのようにお考えでしょうか。	D	改正後の具体的な報告周期の内容については、所有者や管理者に対して、建築物用途別に報告年度を指定した個別通知を速やかに送付します。その上で、指定された年度での報告となります。
5	前回報告日から新周期を自動適用（連続報告を回避）するのか。	D	建築物用途別に3年周期の報告年度を定めるため、指定された年度での報告となります。
6	対象所有者・管理者への個別通知と、新周期一覧の公表を考えているのか。	D	対象所有者や管理者には、建築物用途別に報告年度を指定した個別通知を速やかに送付する予定です。また、報告年度の一覧については、ホームページでも公表する予定です。